

【特例措置 2】

認定肥満症専門病院での研修の機会がなかったために、肥満症専門医受験資格がないものに対し、特例として、下記の要件を満たせば受験資格を認めることが理事会にて決定致しました。

2013年10月10日発効

2015年10月1日改訂 2) 期間延長

特例措置

1) 日本肥満学会認定肥満症専門病院(以下専門病院)発足の平成16年4月以前に基幹学会の認定医、専門医資格を取得し、かつ専門病院で研修する機会がなかったものについて、肥満症認定規則第9条、第4項のみ満たしていない場合にのみ、下記の要件を満たしていれば、特例として肥満症専門医認定試験の受験申請を認める。

- ① 申請時において継続して5年以上の会員歴があること。
- ② 申請時から過去5年以内に第9条、第5項の要件を満たすこと。
- ③ 申請時まで3年以上肥満症の臨床に携わり、適切な診療を行っていることと認められること。
- ④ その他の項目については認定規則、細則に従う。

2) この特例措置は発効後6年間とする。

以上